

令和２年１２月２２日

琴浦町議会議長 小椋 正和 様

議会改革推進特別委員会

委員長 前田 智章

議会改革推進特別委員会審査結果報告書

当委員会に付託された審査事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第
７７条の規定により報告します。

記

１．審査事件 議会改革の推進に係る審査

２．審査の経過

令和２年１０月２０日臨時会において、当委員会が設置され、翌１０月２１日には、昨年度実施した「議会改革に関する町民アンケート」に関する分析結果の説明を鳥取大学の先生２名から聞いた後、議員懇談会を経て、１１月６日と、１１月２６日の２回、当委員会を開催した。同日、当委員会の方針を決定した。

３．審査結果の報告

当委員会では、「議会改革推進項目」のうち、①議員定数、②議員報酬の２点に絞って議論することとし、結果、次の理由により、いずれも「現状維持」との結論に至った。

①議員定数について

定数削減の経緯は、平成１６年合併時３０人から３度の改選を経て１４人を削減し、現在の１６人となっている。

昨年度実施した町民アンケートの結果は「適当」41.9%、「やや多い」31.4%、「多い」25.3%であった。「多い」と回答された方の中には、本町の議員定数を知らない方もあった。また、議会に関心が無い方の割合が多くあった点は、注目すべきである。

本特別委員会は、町民アンケート分析結果や、県内各自治体の状況及び総務省の2020年地方議会シンポジウムで示されたデータ等を参考に検討し、出席議員全員の意見を求めた。最も多かったのは、「現状維持」。また、1人から2人「削減」と「増員」すべきとの意見もあった。理由は、それぞれあったが、議論を重ね、最終的に「現状維持」との結論に至った。

②報酬について

報酬については、中部の4町で統一されており、報酬審議会で審議された結果を受けて各町で決している。本町独自で変更することは困難である。

また、報酬を引き上げる際は、住民との意見交換会を十分に行い、根拠を丁寧に示しながら、住民の理解を得ることが必要不可欠であり、早々に結論を出すことは出来ない問題である。議員定数と同様に「現状維持」と結論付けた。

4. 委員会の意見

この度は、2点に絞って議論したが、議会改革を推進する上で多くの課題が山積している。

議員のなり手不足、議会への関心の低下、議会運営の在り方やポストコロナを見据えたデジタル化に伴う会議規則等の体制整備等々、議会改革を引き続き推進しなければならないと考える。

当特別委員会は、審査を終了するが、琴浦町の発展のため、議会改革の推進を今後も議員全員で協議検討することとした。

なお、報酬については、議長を通じ中部町村議長会で検討の上、中部町村会に対し報酬審議会の開催を求め、今後の報酬の在り方を検討するよう強く要望して当特別委員会の報告とする。